令和元年度旭川市農業委員会第8回定例農地部会議事録

1 開催日 令和元年11月25日(月曜日)

2 開催時間 午後1時30分開会 午後2時5分閉会

3 開催場所 旭川市6条通9丁目 旭川市総合庁舎議会棟2階 第1委員会室

4 出席委員 17名

1番・宿谷 昌一2番・鷲尾勲3番・川上和幸4番・山口喜松5番・一宮敏昭6番・鹿野直子7番・松木一幸8番・笹田文彦9番・清水利秋10番・髙倉伸淳11番・石尾卓也13番・宮嶋睦子14番・平克洋15番・吉田清17番・柿木和惠18番・鈴木剛

19番・幅﨑 勝良

5 欠席委員 12番・滝川 岳雪 16番・波能 隆

 6 事務局職員
 津村事務局長
 大谷農地係長
 清原農地係主査

 長根農地係主任
 荒農地係主任
 武田農地係主任

7 傍聴人 なし

8 議事録署名委員 17番・柿木 和惠 1番・宿谷 昌一

- 9 議事内容
 - (1) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
 - (2) 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
 - (3) 議案第3号 農業経営基盤強化促進法に基づく計画について
 - (4) 議案第4号 現地目証明願について
 - (5) 議案第5号 農地・非農地の判断について
 - (6) 議案第6号 農地法第32条第1項の規定に基づく利用意向調査の実施について
 - (7) 議案第7号 旭川市農業委員会参考賃借料提供実施要領第8条第2項の規定に基づく参考賃借料 について
 - (8) 報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について
 - (9) 報告第2号 農地法第18条の規定による通知について
 - 10 報告第3号 農地所有適格法人の報告について
 - (11) 報告第4号 旭川農業振興地域整備計画について

10 議事録本紙

○議 長(鈴木 剛)

ただいまから,令和元年度旭川市農業委員会第8回定例農地部会を開会 いたします。

本日の出席委員は、17名でございます。

部会規則第8条の規定に基づき、在任する委員の過半数に達しておりますので、本会は成立いたしております。

欠席委員の詳細につきまして、事務局から報告いたします。

○事務局 (津村事務局長)

事務局。

御報告申し上げます。

本日の部会に、12番滝川委員、16番波能委員から欠席する旨の届出 がありましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議 長(鈴木 剛)

それでは、本日の議事録署名委員を指名いたします。

17番柿木委員,1番宿谷委員の両委員を指名いたしますので,よろしくお願いいたします。

また、会議につきまして、発言の際は議席番号を告げてから御発言願い ます。

○議 長(鈴木 剛)

それでは、議事に入ります。

日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局(清原主査)

事務局。

日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を 御説明いたします。

御審議いただく全体の件数は、所有権移転が、永山地区で1件、西神楽地区で1件、東旭川地区で4件、使用貸借権設定が永山地区で1件の、あわせて7件でございます。

それでは, 内容について御説明いたします。

番号1番ないし6番につきましては、譲渡人が所有する農地を譲受人に 売却する案件です。

番号7番につきましては、貸主が所有する農地を借主に無償で貸し付ける案件です。

このうち、番号5番につきましては、譲受人は市外に居住していますが、 市内に農地を所有、耕作しているほか、居住地の農業委員会が発行した耕 作証明の提出を受けております。 いずれも、別添の農地法第3条調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上でございます。

○議 長(鈴木 剛) ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委 員(宿谷 昌一) はい, 1番宿谷です。

番号1番及び7番について補足説明します。

番号1番につきましては、売主が所有する農地すべてを買主に売却する 案件であり、番号7番につきましては、貸主が経営移譲するため、後継者 である借主に農地を無償で貸し付ける案件であります。

いずれも、権利取得後において、農地の適正かつ効率的な利用が確保されると見込まれるため、問題ないと考えますのでよろしくお願いします。

○委 員(宮嶋 睦子) はい, 13番宮嶋です。

番号2番について補足説明します。

番号2番につきましては、買主が耕作地近隣の農地を購入し、経営規模拡大を図る案件であり、権利取得後において、農地の適正かつ効率的な利用が確保されると見込まれるため、問題ないと考えますのでよろしくお願いします。

○委員(髙倉 伸淳) 10番髙倉です。

番号3番ないし5番について補足説明いたします。

番号3番及び4番につきましては、いずれも買主が借り受けて耕作していた農地を買い受ける案件であります。番号5番につきましては、事務局から説明があったとおり、居住地の耕作証明の提出を受けていることから、いずれも、権利取得後において、農地の適正かつ効率的な利用が確保されると見込まれるため、問題ないと考えますのでよろしくお願いします。

○委 員(鹿野 直子) 6番鹿野です。

番号6番につきましては、買主が借り受けて耕作していた農地を買い受ける案件であり、権利取得後において、農地の適正かつ効率的な利用が確保されると見込まれるため、問題ないと考えますのでよろしくお願いします。

○議 長(鈴木 剛) それでは、所有権移転番号1番ないし6番及び使用貸借権設定番号7番 について審議願います。

御意見, 御質問ございませんか

○委 員

(意見なし。)

○議 長(鈴木 剛)

発言がございませんので、議案第1号について「異議なし」と認め、許可することに決定いたします。

○議 長(鈴木 剛)

続きまして、日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請 について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局(武田主任)

事務局。

日程第2議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」を 御説明いたします。

議案の6ページを御覧ください。

本申請は、甲種農地において、郵便配送事業に供するため流通業務施設 を設置、具体的には事務所、車庫の新築及び駐車場の築造をするものであ ります。

次に資料ですが、議案第2号資料のうち、位置図をお開きください。 申請地はJR旭川駅から北東方向へ約6.2kmのところに位置します。 次に土地利用計画図をお開きください。

申請地の中で、右上の道道沿いに事務所と車庫を建築し、その下側から 左側にかけて大型駐車場を築造する計画となっております。

次に審査表をお開きください。

農地区分の判断につきまして1の(1)及び(2)を御覧ください。

申請地は10~クタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で、 高性能農業機械による営農に適する農地であり、甲種農地と判断されます。

申請地以外の代替地については1の(3)に記載のとおり,郵便配送事業の円滑な事業継続のため,主に配送業務を行う東郵便局近郊に事務所が必要であったこと,また,市街化区域内の土地を求めたものの,必要な面積の確保に至らなかったとのことから,代替性が無いと判断されます。

2ページにお移りください。一般基準について御説明いたします。

事業実施の確実性については、資力について、預金残高証明書を確認し 問題がなかったほか、事業に遅滞なく着手する見込みについても申請書に て確認したところであります。

被害防除措置については、雨水について土地改良区との協議のもと排水 経路を確保しているほか、舗装をせず砂利敷きとする土地において自然浸 水させる計画であることから、周辺への影響はないものと思われます。

続いて4ページにお移りください。

例外許可事由について4に記載しております。

甲種農地の転用については,原則不許可とされておりますが,農地法施 行規則第35条第4号に「都道府県道の沿道の区域に設置される流通業務 施設」とあり、本件はこれに該当するものです。

総合判断について5に記載しており、転用目的が許可要件に該当し、転 用面積や排水計画等は問題ないと思われることから転用はやむを得ないも のと思われます。

同じページの下段の「北海道農業会議への意見聴取の有無」を御覧ください。

本件は30アールを超える農地転用案件であるため、農地法第5条第3項に基づき北海道農業会議への意見聴取を行います。

次に意見書(案)の裏面をお開きいただき、表の下から4項目目「総合意見」を御覧ください。

これまで御説明した事項を踏まえまして、本申請は「許可相当と認められる。」と意見を付したいと考えております。

以上でございます。

○議 長(鈴木 剛) ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委員(石尾卓也) はい,11番石尾です。

番号1番について補足説明します。

番号1番につきましては、道道沿いに郵便配送事業に使用する流通業務 施設を設置する案件です。

周辺に代替えとなる土地がないことから、農地転用はやむを得ないと考えられますのでよろしくお願いいたします。

○議 長(鈴木 剛) それでは、番号1番について審議願います。 御意見、御質問ございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議 長(鈴木 剛) 発言がございませんので、議案第2号について「異議なし」と認め、北海道農業会議に意見聴取し、許可相当の意見を付して北海道に進達することに決定いたします。

○議 長(鈴木 剛) 続きまして、日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局(荒 主 任) 事務局。

日程第3議案第3号「農業経営基盤強化促進法に基づく計画について」 を御説明いたします。 御審議いただく全体の件数といたしまして,所有権移転は永山地区で2件です。賃借権等設定は12件あり,地区ごとの件数といたしましては,東鷹栖地区が3件,永山地区が3件,江神地区が1件,西神楽地区が5件となっております。

集積面積は、41.55ヘクタールでございます。 以上でございます。

○議 長(鈴木 剛) ただいま事務局から説明がありましたが、この議案の中で議事参与の制 限がある案件がございますので、先に審議いたします。

賃借権等設定の番号4番及び5番につきましては、鷲尾委員に関係がありますので、部会規則第11条「議事参与の制限」の規定に基づき、一時退席をお願いします。

- ○委員(鷲尾 勲) (退席)
- ○議 長(鈴木 剛) それでは、事務局から説明いたします。
- ○事務局(荒 主 任) 事務局。

それでは, 内容について御説明いたします。

賃借権等設定の番号4番及び5番につきましては、期間満了に伴う更新 案件であり、借主が借り受けて経営の安定を図るものです。

これらの計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項 第1号に規定している旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、同 項各号に定める利用権設定等促進事業の要件を満たしております。

以上でございます。

- ○議 長(鈴木 剛) ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。
- ○委 員(宿谷 昌一) 1番宿谷です。

賃借権等設定の番号4番及び5番について、補足説明します。

番号4番及び5番につきましては、期間満了に伴う再設定の案件であり、借主の農業経営及び地域農業の振興に資するものでありますので、問題ないと考えますのでよろしくお願いいたします。

- 〇議 長(鈴木 剛) それでは、賃借権等設定の番号4番及び5番について審議願います。 御意見、御質問ございませんか。
- ○委員 (意見なし。)

○議 長(鈴木 剛) 発言がございませんので、賃借権等設定の番号4番及び5番について 「異議なし」と認め、計画を決定いたします。

○委員(鷲尾 勲) (着席)

○議 長(鈴木 剛) 鷲尾委員が関係する案件につきまして、決定いたしました。 引き続き、他の案件について審議を求めます。 事務局から説明いたします。

○事務局(荒 主 任) 事務局。

それでは, 内容について御説明いたします。

所有権移転2件につきましては、すべて農地移動適正化あっせん事業による売買です。

議事参与制限案件2件を除いた賃借権等設定10件の内訳につきましては、期間更新案件が1件、借主変更案件が4件、新規賃貸借設定案件が5件となっております。

これらの計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項 第1号に規定している旭川市農業経営基盤強化促進基本構想に適合し、同 項各号に定める利用権設定等促進事業の要件を満たしております。

以上でございます。

○議 長(鈴木 剛) ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委員(宿谷昌一) 1番宿谷です。

所有権移転の番号1番及び2番について補足説明します。

番号1番及び2番につきましては、譲受人があっせんにより農地を取得し、経営規模の拡大を図る案件ということで問題ないと考えますのでよろしくお願いします。

○議 長(鈴木 剛) それでは、所有権移転の番号1番及び2番、賃借権等設定番号1番ない し3番、6番ないし12番について審議願います。 御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議 長(鈴木 剛) 発言がございませんので、議案第3号「異議なし」と認め、計画を決定 いたします。 ○議 長(鈴木 剛)

続きまして、日程第4議案第4号「現地目証明願について」を上程いた します。

事務局から説明いたします。

○事務局(長根主任)

事務局。

日程第4議案第4号「現地目証明願について」を御説明いたします。

合計4件の願い出があり、地区ごとの内訳としましては、東鷹栖地区で 1件、西神楽地区で1件、永山地区で1件、東旭川地区で1件となっています。

願出地の所在地区を担当する調査委員が現地を確認した結果は、表中程 の利用状況欄に記載の利用状況となっております。

現地目証明事務処理要領第11条に基づき提案いたしますので、御審議をお願いいたします。

以上でございます。

○議 長(鈴木 剛)

ただいまの事務局からの説明に関連して,担当地区委員から補足説明が あればお願いします。

○委 員(松木 一幸)

はい、7番松木です。

番号1番について補足説明します。

番号1番につきましては、従前から宅地の一部及び家庭菜園となっていることから、農採地以外と判断しましたのでよろしくお願いいたします。

○委 員(平 克洋)

はい、14番平です。

番号2番について補足説明します。

番号2番につきましては、従前から倉庫1棟があったことから、農採地 以外と判断いたしましたのでよろしくお願いします。

○委 員(宿谷 昌一)

はい、1番・宿谷です。

番号3番について補足説明します。

番号3番につきましては、従前から水路であったことから、農採地以外 と判断しましたのでよろしくお願いします。

○委 員(髙倉 伸淳)

はい,10番髙倉です。

番号4番について補足説明いたします。

番号4番につきましては,願出地のうち「東旭川町日ノ出1-1」については,従前から住宅1棟,納屋1棟,車庫1棟があったことから,農採地以外と判断いたしました。

その他の願出地については、隣接する農地と一体となって、田又は畑と して利用されている現況のため、農地と判断いたしましたのでよろしくお 願いいたします。

○議 長(鈴木 剛) それでは、番号1番ないし4番について審議願います。 御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議 長(鈴木 剛) 発言がございませんので、議案第4号「異議なし」と認め、証明することに決定いたします。

○議 長(鈴木 剛) 続きまして、日程第5議案第5号「農地・非農地の判断について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局(武田主任) 事務局。

日程第5議案第5号「農地・非農地の判断について」を御説明いたします。

今年度、農地利用状況調査において農地の現況確認を行い、今後、農業上の利用の増進を図ることが見込まれないものについて、農林水産省が制定した「農地法の運用について」の第4に基づき、農地部会の議決により、農地法第2条第1項に規定する農地に該当するか否かの判断を行うものです。

議案第5号を御覧ください。

御審議いただく土地は、東鷹栖地区の4件、江神地区の1件、西神楽地区の3件の、あわせて8件で、合計面積は約12ヘクタールとなっております。

農地に該当しない旨の判断をした場合は、土地所有者、北海道、旭川市、 法務局等への関係機関に対してその旨を通知するとともに、農地台帳の整 理等を行うこととなります。

以上でございます。

○議 長(鈴木 剛) ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明があればお願いします。

○委員(柿木 和惠) はい、17番柿木です。

番号1番ないし4番について補足説明します。

番号1番ないし4番につきましては、山林状態であることから非農地と 判断しましたのでよろしくお願いします。 ○委 員(一宮 敏昭) 5番一宮です。

番号5番について補足説明します。

番号5番につきましては、山林状態であることから非農地と判断しましたのでよろしくお願いします。

○委員(吉田 清) はい,15番吉田です。

番号6番ないし8番について補足説明いたします。

番号6番,7番につきましては、山林状態であり、番号8番につきましては、従前から荒廃化していたため、非農地と判断しましたのでよろしくお願いします。

〇議 長 (鈴木 剛) それでは、番号1番ないし8番について審議願います。

御意見,御質問ございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議 長(鈴木 剛) 発言がございませんので、議案第5号「異議なし」と認め、議案のとおり非農地とすることに決定いたします。

○議 長(鈴木 剛) 続きまして、日程第6議案第6号「農地法第32条第1項の規定に基づ く利用意向調査の実施について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局(武田主任) 事務局。

日程第6議案第6号「農地法第32条第1項の規定に基づく利用意向調査の実施について」を御説明いたします。

本年8月に各地区協議会におきまして、農地法第30条の規定に基づく 農地利用状況調査を実施いたしました。調査の中で遊休農地と判断した農 地について、利用意向調査を実施したいと考えております。

議案第6号を御覧ください。

御審議いただく土地は東鷹栖地区の2件, 西神楽地区の1件の, あわせて3件で, 合計面積は約4.3~クタールとなっております。

今後の事務の流れにつきましては、利用意向調査を行った農地について 農地中間管理機構へ情報提供を行います。

また,利用意向調査の回答が来た場合は,回答内容に基づき,農地の利用関係の調整を図ることとなります。

以上でございます。

○議 長(鈴木 剛) ただいまの事務局からの説明に関連して、担当地区委員から補足説明が あればお願いします。 ○委 員 (川上 和幸)

はい、3番川上です。

番号1番及び2番につきまして補足説明します。

番号1番及び2番につきましては、遊休農地状態であることを確認したことから、利用意向調査が必要と考えますのでよろしくお願いします。

○委 員(吉田 清)

はい、15番吉田です。

番号3番について補足説明します。

番号3番につきましては、遊休農地状態であることを確認したことから、利用意向調査が必要と考えますのでよろしくお願いします。

○議 長(鈴木 剛)

それでは、番号1番ないし3番について審議願います。

御意見,御質問ございませんか。

○委 員

(意見なし。)

○議 長(鈴木 剛)

発言がございませんので、議案第6号「異議なし」と認め、利用意向調査を実施することに決定いたします。

○議 長(鈴木 剛)

続きまして、日程第7議案第7号「旭川市農業委員会参考賃借料提供実施要領第8条第2項の規定に基づく参考賃借料について」を上程いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局(荒 主 任)

事務局。

日程第7議案第7号「旭川市農業委員会参考賃借料提供実施要領第8条 第2項の規定に基づく参考賃借料について」を御説明いたします。

まず、参考賃借料の改定に至る流れについて御説明いたします。

「旭川市農業委員会参考賃借料提供実施要領」に基づき、円滑な農地の利用促進及び農地の利用関係の調整を図るため、3年毎に標準的な農地の参考賃借料を算定するとともに、その情報を提供することとしております。

現在提供している参考賃借料は平成29年1月1日から適用されたものであり、令和元年12月31日で3年を満了することから、今回の改定に至ったものであります。

改定に当たりまして、要領第3条第1項に基づき参考賃借料算定協議会を設置し、各地区協議会から選出された6名に、相談委員として農業委員会会長と農地部会長の2名を加えた計8名により、10月25日に協議を行いました。

協議結果につきましては、議案のとおりの参考賃借料の額及び農地区分となりましたので、要領第8条第1項の規定に基づきご報告いたしますとともに、要領第8条第2項の規定に基づき、議案として上程いたしており

ます。

参考賃借料の算定方法について御説明いたします。

参考賃借料の算定については、要領第2条に「提供する参考賃借料については、土地残余方式又はその他適切な方法により算出し、農地の区分毎に、農地面積10a当たりに換算した額を提供するものとする。」とございます。

要領に基づき、従来の「土地残余方式」により算定したところ、実勢と 乖離した額が算出されました。

この理由といたしましては,統計データは平均値であり個別の事情が反映されにくいこと,農水省の統計データは北海道全体のデータであり地域性が反映されにくいこと,などが考えられます。

そこで、要領にあります「その他適切な方法」として、別の方法で算出 を行いました。

その方法といたしましては、旭川市農業委員会では、参考賃借料とは別に、1年間の農地の賃貸借契約の最高額・最低額・平均額を「賃借料情報」として毎年公表しているところですが、農家経営の持続的安定を図る上で賃借料の激変を招かないよう、この毎年公表している平均額の増減率をベースとした方法でございます。

議案第7号資料の1ページ目をご覧ください。この方法で算出された額は、いずれも現行の参考賃借料から微減であり、田で300円から400円の減、畑で100円の減となっております。

資料2ページ目は、農地区分毎の、10アール当たりの収量の算出方法 についての資料です。

収量の算出方法としましては、関係機関の過去5年間の統計データを元に平均収量を算出し、田においては、水張割合に応じた4つの農地区分毎の収量、畑においては、圃場条件等に応じて平均収量と、平均収量からプラスマイナス30kgすることで3つの農地区分毎の収量としております。

なお,田の農地区分の地域について,議案22ページに表がございますが,こちらにつきましては,現行のものからの変更はございません。

最後に繰り返しとなりますが、参考賃借料は、農地区分と農地区分毎に 参考となる賃借料を算定し公表しているものです。

賃貸借契約はこれに縛られるものではなく、あくまでも目安であり、貸 主と借主で協議の上、締結されるということにご留意いただきたいと思い ます。

以上でございます。

○議 長(鈴木 剛) それでは、議案第7号について審議願います。 御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議 長(鈴木 剛)

発言がございませんので、議案第7号「異議なし」と認め、議案のとおり参考賃借料を決定いたします。

○議 長(鈴木 剛)

引き続き、報告案件について進めてまいります。

日程第8報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」でありますが、これにつきましては、既に専決処理したものでありますので、報告いたします。

事務局から説明いたします。

○事務局(清原主任)

事務局。

日程第8報告第1号「農地法第3条の3の規定による届出について」は、合計13件の届出があり、地区ごとの内訳としましては、東鷹栖地区で2件、永山地区で2件、江神地区で4件、西神楽地区で1件、東旭川地区で4件となっております。

届出の内訳としましては、すべて相続による所有権の取得でございます。 これらにつきまして、旭川市農業委員会事務局規程第7条に基づき事務 局長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議 長(鈴木 剛)

ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませ んか。

○委 員

(意見なし。)

○議 長(鈴木 剛)

発言がございませんので、報告第1号を終わります。

○議 長(鈴木 剛)

次に、日程第9報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」ですが、これにつきましても、既に専決処理をしたものでありますので報告いたします。事務局から説明いたします。

○事務局(長根主任)

事務局。

日程第9報告第2号「農地法第18条の規定による通知について」は、 農地の賃貸借に係る合意解約の通知が合計7件あり、地区ごとの内訳とし ましては、東鷹栖地区で2件、西神楽地区で2件、永山地区で2件、東旭 川地区で1件となっています。

これらにつきまして、旭川市農業委員会部会長専決規程第2条に基づき 農地部会長専決処理いたしましたので御報告いたします。

以上でございます。

○議 長(鈴木 剛)

ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませ

んか。

○委 員

(意見なし。)

○議 長(鈴木 剛)

発言がございませんので、報告第2号を終わります。

○議 長(鈴木 剛)

次に、日程第10報告第3号「農地所有適格法人の報告について」を事 務局から説明いたします。

○事務局(武田主任)

事務局。

日程第10報告第3号「農地所有適格法人の報告について」を御説明い たします。

本件について報告書の提出があった法人は、1法人です。

この法人につきまして,別添資料「農地所有適格法人要件確認書」のと おり,形態要件・事業要件・構成員要件・業務執行役員要件のすべてを満 たしていることを確認いたしました。

以上でございます。

○議 長(鈴木 剛)

ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませ んか。

○委 員

(意見なし。)

○議 長(鈴木 剛)

発言がございませんので、報告第3号を終わります。

○議 長(鈴木 剛

次に、日程第11報告第4号「旭川農業振興地域整備計画について」を 事務局から説明いたします。

○事務局(武田主任)

事務局。

日程第11報告第4号「旭川農業振興地域整備計画について」を御説明 いたします。

市町村が行う農業振興地域整備計画の変更につきましては、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2において、農業委員会の意見提出を求められているものです。

今回の報告につきましては、今年6月25日の第3回定例農地部会において御審議いただいた内容について、市農政部と北海道とのやり取りの中で一部の案件を取り下げることとなったことから、再度意見を求められたものであります。

この計画については、既に「変更案は妥当である」旨を旭川市長に回答することを決定しておりますことから、既に市農政部へ回答済みでありま

すので、御報告いたします。 以上でございます。

〇議 長(鈴木 剛) ただいま事務局から説明がありましたが、御意見、御質問はございませんか。

○委員 (意見なし。)

○議 長(鈴木 剛) 発言がございませんので、報告第4号を終わります。

○議 長(鈴木 剛) 以上で、本日の提出案件審議は、全て終了いたしました。 これをもちまして、令和元年度旭川市農業委員会第8回定例農地部会を 閉会いたします。